



遺族厚生年金

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

組合員または組合員であった方が死亡した場合に、遺族の方の生活を保障するために支給される年金が遺族厚生年金です。年金額は死亡した方の年金額(報酬比例部分)の 3 / 4 の相当額が支払われることとなります。

また、死亡の原因が公務による場合には、併せて年金払い退職給付(退職等年金給付)から公務遺族年金が支給されます。

① 遺族厚生年金を受ける条件

組合員または組合員であった方が、次のいずれかの条件に該当するとき、その遺族に支給されます。

- 在職中に死亡したとき
- 在職中に初診日のある病気やけがで5年以内に死亡したとき。
- 障害等級1・2級の障害厚生(共済)年金の受給権者が死亡したとき。
- 老齢厚生年金の受給権者または年金待機者が死亡したとき。

② 誰が遺族厚生年金をもらえるの？

遺族厚生年金を受け取ることができる遺族は、組合員または組合員であった方に生計を維持されていた、恒常的な収入が将来にわたって年額 850 万円(年間所得 655.5 万円)以上と認められる方です。

順位	続柄		要件等
1	配偶者	妻	下記の子あり→年齢制限なし。妻と子では妻が優先的に受給します。 下記の子なし→年齢が 30 歳未満のときは 5 年間の有期給付。 年齢が 40 歳以上 65 歳未満であり、遺族基礎年金が支給されないときは、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算※が上乗せされます。
		夫	死亡時に年齢が 55 歳以上である方。支給開始年齢は 60 歳です。ただし、遺族基礎年金が支給される場合は、55 歳から 60 歳の間にも支給されます。
	子	18 歳の年度末までの未婚の方。 または、20 歳未満で障害等級が 1 級もしくは 2 級の障害状態である未婚の方。	
2	父母	死亡時に、年齢が 55 歳以上である方。支給開始年齢は 60 歳です。	
3	孫	受給要件は子と同様。	
4	祖父母	受給要件は父母と同様。	

※中高齢寡婦加算・・・遺族厚生年金の受給者が 40 歳以上 65 歳未満の妻であるとき、遺族厚生年金に 585,100 円(令和元年度)が加算されます。

③ 遺族基礎年金

遺族に該当する方が、「子と生計を同一にしている配偶者」または「子」に該当する場合、日本年金機構から遺族基礎年金が支給されます。遺族基礎年金の金額は年額 780,100 円(令和元年度)であり、子の人数に応じて一定額が加算されます。